

# 様式 1 公表されるべき事項

## 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の役職員の報酬・給与等について

### I 役員報酬等について

#### 1 役員報酬についての基本方針に関する事項

##### ① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員を担当業務の実績に係る評価及び研究所の中期計画の達成度又は実施状況等を客観的評価に基づいて報酬に反映させるべく、役員に支給される賞与である特別手当については、文部科学省独立行政法人評価委員会が行う業績評価の結果及び担当業務に対する貢献度等を参考にして、その額の100分の10の範囲内で増減できることとしている。

##### ② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成22年12月の一般職の職員の給与に関する法律改正に準拠し、12月に支給する特別手当の支給割合を100分150から100分155に変更する旨の改定を行った。	
理事		法人の長に同じ
理事(非常勤)		該当者なし
監事		該当者なし
監事(非常勤)		変更なし

#### 2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	16,552	11,004	4,247	1,100 (地域手当) 201 (通勤手当)			
理事	14,253	9,360	3,613	936 (地域手当) 344 (通勤手当)	4月1日		◇
A監事 (非常勤)	204	204	( )	( )	4月1日		
B監事 (非常勤)	204	204	( )	( )			

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入しています。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

注3:地域手当とは、地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するよう、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るため支給される手当です。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事	7,215	6	2	平成23年 3月31日	1.0	支給額は、役員退職手当規程により、文部科学省独立行政法人評価委員会が決定した業績勘案率を、支給額の計算に算入して、額を算出・決定	*※
監事						該当者なし	
監事 (非常勤)						該当者なし	

注1:「摘要」欄には、独立行政法人評価委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入しています。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付しています。  
退職公務員「\*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「\*※」、該当がない場合は空欄。

## II 職員給与について

### 1 職員給与についての基本方針に関する事項

#### ① 人件費管理の基本方針

人件費の見積もりを考慮し、職種別の級別人数の目安を定めた上で、職員一人一人の研究所の業務に対する貢献度を、その職務遂行能力、職責、業績に応じて給与に適切に反映させる。

#### ② 職員給与決定の基本方針

##### ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第3項の規定により、社会一般の情勢に適合したものとするため、国家公務員の給与水準等をその基準として考慮し、決定している。

##### イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び勤勉手当の成績率の判定に当たって、勤務評定の結果等を踏まえた勤務成績により行っている。

#### 〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。
俸給月額	毎年度1月1日の昇給日において、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて決定される昇給号俸数により昇給する

#### ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

平成22年12月の一般職の職員の給与に関する法律改正に準拠し、病気休暇に係る俸給半減制度の見直し、超過勤務手当積算に係る見直し、6月及び12月の勤勉手当の支給割合を100分の65から100分の67.5(特定幹部職員は100分の85から100分の87.55)に変更し、55歳を超える職員(一般職6級及び研究職5級以上の職員に限る)への勤勉手当支給額について、勤勉手当対象額に乗じる減額率を100分の0.975から100分の1.0125(特定幹部職員は100分の1.275から100分の1.3125)に変更した。  
また、平成23年4月1日付けで43歳に満たない職員に対する号俸の調整等を行う旨の改正を行った。

## 2 職員給与の支給状況

### ① 職種別支給状況

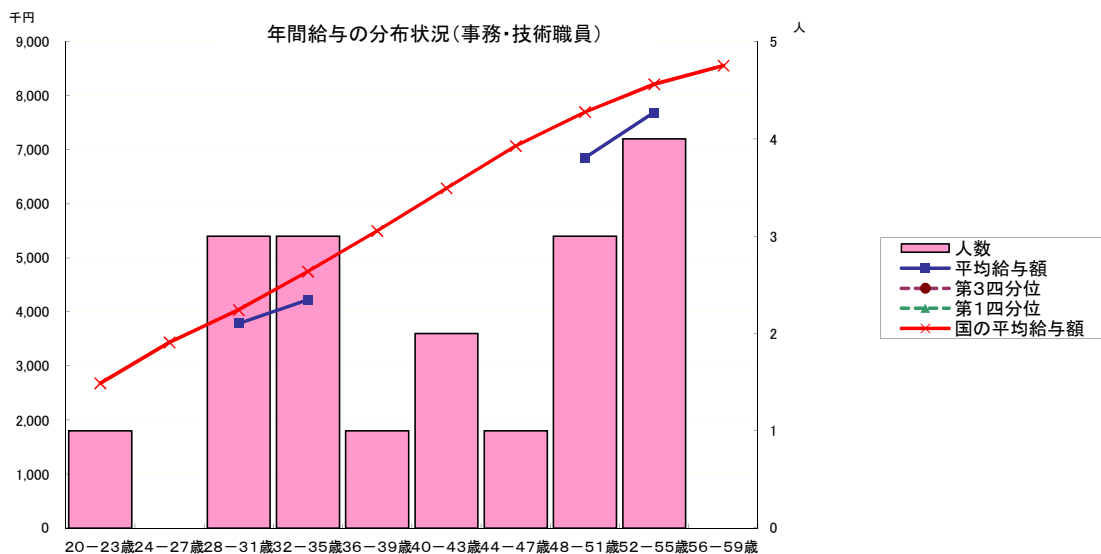
区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	52	46.1	7,576	5,777	140	1,799
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	18	41.3	5,809	4,415	143	1,394
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	34	48.6	8,511	6,498	139	2,013

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除きます。

注2:常勤職員の職種は、上記の2種類のみです。

注3:在外職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員は該当者がありません。

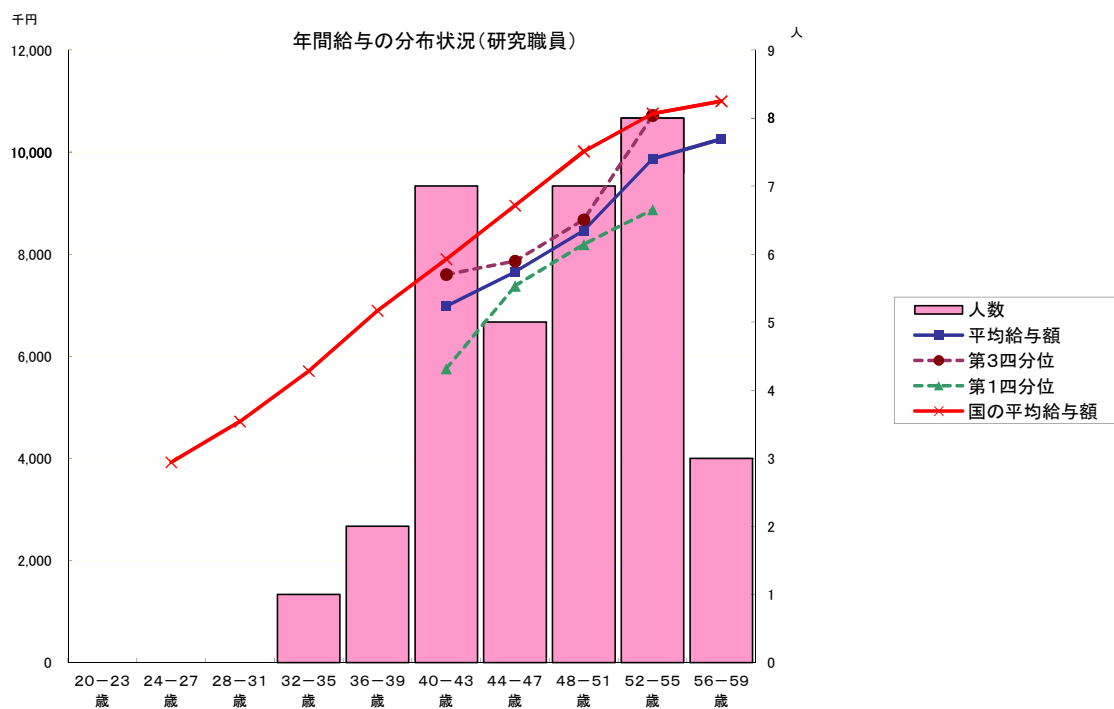
② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況です。以下、⑤まで同じ。

注2:該当事者が4人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、第1・第3分位折れ線を省略。

注3:該当事者が2人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから平均額を示す点を表示していません。



注1:該当事者が4人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから、第1・第3分位折れ線を省略。

注2:該当事者が2人以下の年齢階層については当該個人に関する情報を特定される恐れのあることから平均額を示す点を表示していません。

せん。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長補佐	4	52.3	-	6,958	-
本部係員	4	28.0	-	3,690	-

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
本部課長	12	52.1	8,535	8,897	9,263
主任研究員	12	44.1	7,240	7,547	7,799
研究員	4	39.0	-	5,451	-

注1:表中の「本部課長」とは本部課長相当職の研究職員を示します。

注2:本部係員、本部課長補佐及び研究員については、該当職員が4人以下のため、第1・第3分位を省略しました。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位		係員	係員主任	係長主任	課長補佐 係長	課長 課長補佐	課長	部長	部長	部長	理事長が決定する
人員 (割合)	18	3 (16.7%)	2 (11.1%)	6 (33.3%)	4 (22.2%)	3 (16.7%)	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)	該当なし (%)
年齢(最高～最低)		28～23		49～34	55～48	53～44					
所定内給与年額(最高～最低)		2,966～2,501		5,022～3,047	5,461～4,827	6,649～5,745					
年間給与額(最高～最低)		3,880～3,309		6,648～4,039	7,385～6,525	8,613～7,492					

注:2級については、級別及び職種別に該当が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、人員以下の欄について記載を省略。

(研究職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		研究補助員	研究員	主任研究員	総括研究員 主任研究員	上席総括研究員 総括研究員	理事長が決定する
人員 (割合)	34	該当なし (%)	4 (11.8%)	13 (38.2%)	11 (32.4%)	6 (17.6%)	該当なし (%)
年齢(最高～最低)			42～34	48～39	57～49	62～53	
所定内給与年額(最高～最低)			4,314～3,727	6,264～5,271	7,796～6,458	8,472～7,159	
年間給与額(最高～最低)			5,756～5,018	8,191～6,729	10,037～8,437	11,455～9,505	

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 65.8	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 34.2	% 35.0
	最高～最低	% 36.6～34.5	% 35.0～33.7	% 35.2～34.8
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.1	% 67.0	% 65.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.9	% 33.0	% 34.4
	最高～最低	% 40.5～33.7	% 35.0～29.4	% 37.7～32.1

(研究職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 55.5	% 58.1	% 56.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.5	% 41.9	% 43.1
	最高～最低	% 48.6～37.7	% 45.2～35.0	% 45.2～36.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.5	% 67.8	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.5	% 32.2	% 33.8
	最高～最低	% 40.5～32.8	% 35.0～29.9	% 36.3～31.5

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)	対国家公務員(行政職(一))	92.6
	対他法人(事務・技術職員)	87.5

(研究職員)	対国家公務員(研究職)	88.5
	対他法人(研究職員)	88.8

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 92.6	
	参考	地域勘案 95.6 学歴勘案 90.8 地域・学歴勘案 95.4
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.7% (国からの財政支出額 1,110,062,000円、支出予算の総額 1,113,582,000円：平成23年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 対国家公務員指数は100を下回っており、適正な給与水準にあると考える。	
	<b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	<b>【検証結果】</b> 該当なし	
	対国家公務員指数は100を下回っており、適正な給与水準にあると考え、引き続きより適正な給与水準の維持に努めていく。	

○研究職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員 88.5	
	参考	地域勘案 94.6 学歴勘案 87.9 地域・学歴勘案 94.1
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	<b>【主務大臣の検証結果】</b> 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え、引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	<b>【国からの財政支出について】</b> 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99.7% (国からの財政支出額 1,110,062,000円、支出予算の総額 1,113,582,000円：平成23年度予算)	
	<b>【検証結果】</b> 対国家公務員指数は100を下回っており、適正な給与水準にあると考える。	
	<b>【累積欠損額について】</b> 累積欠損額0円(平成22年度決算)	
講ずる措置	<b>【検証結果】</b> 該当なし	
	対国家公務員指数は100を下回っており、適正な給与水準にあると考え、引き続きより適正な給与水準の維持に努めていく。	

### III 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年度)	前年度 (平成22年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 23年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 551,540	千円 577,902	千円 (%) △ 26,362 (△4.6)	千円 (%) - ( - )
退職手当支給額 (B)	千円 117,936	千円 56,196	千円 (%) 61,740 (109.9)	千円 (%) - ( - )
非常勤役員等給与 (C)	千円 36,300	千円 38,394	千円 (%) △ 2,094 (△5.5)	千円 (%) - ( - )
福利厚生費 (D)	千円 76,941	千円 75,521	千円 (%) 1,420 (1.9)	千円 (%) - ( - )
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 782,717	千円 748,013	千円 (%) 34,704 (4.6)	千円 (%) - ( - )

#### 総人件費について参考となる事項

- ・給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について、対前年度比について、その増減要因  
人事異動等による職員の年齢構成の変化及び職員数の減により、給与支給総額は減となったが、  
退職者増による退職金増となったため、最広義人件費増となった。
- ・「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)及び  
「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況(予定のもの  
を含む)。

#### ①主務大臣が中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役員給与の在り方につ  
いて厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取  
り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。また、総人件費についても、平成23年度はこれ  
までの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関す  
る取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及  
び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。

#### ②中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役員給与の在り方につ  
いて厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取  
り組むとともに、検証結果や取組状況を公表するものとする。平成23年度はこれまでの人件費改革の取組  
を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は、政府における総人件費削減の取組及び今後進められ  
る独立行政法人制度の抜本的見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員でい  
う職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費は含まない。

#### ③人件費削減の場合の進捗状況

平成17年度を基準とした平成18年度から平成22年度までの5年間で5%削減した額に、1%削減した  
額以上の削減を行っている。(戦略重点従事者は該当なし)

#### 【主務大臣の検証結果】

平成22年度までの5年間で5%以上削減を達成し、平成23年度も人件費改革を継続しており問題ないと  
考える。

#### (人件費削減の場合) 総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	664,822	647,150	618,671	621,312	598,831	577,902	551,428
人件費削減率 (%)		△2.7	△6.9	△6.5	△9.9	△13.1	△17.1
人件費削減率(補正值) (%)		△2.7	△7.6	△7.2	△8.2	△9.9	△13.6

注1:「人件費削減率(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院  
勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率。

(上記)平成23年度の人件費削減率(補正值)では△13.6%という数値ですが、人勸部分の補正を考慮  
しない場合(実態ベース)では、△13.9%※という数値となります。

※17.1% - 3.2% = 13.9(平成23年度人勸分の補正のみ行わないとした場合の削減率。「△3.2%は、  
平成18~22年度の人勸分0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%の合計)

注2:平成23年度の給与報酬等支給総額の実績は、平成24年6月期の期末手当等において人事院勧告  
を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を調整した額(112千円)を除いて算出しています。



IV 法人が必要と認める事項

< 給与特例に係る実施状況について >

【役員】平成24年4月から実施

【職員】平成24年5月から実施。